

誘拐事件等に関する報道等の取扱いについて（通達）

昭和57年9月14日
熊捜一第6911号

みだしのことについては、従来「誘かい事件等に関する報道の取扱いについて」（昭和45年3月3日、熊捜一第655号）及び「日本雑誌協会における誘かい事件等に関する取材及び報道の取扱いについて」（昭和55年9月1日、熊捜一第6588号）によって運用してきたところであるが、この度警察庁刑事局長から別紙1「誘拐事件等に関する報道の取扱いについて」（昭和57年7月6日警察庁丙捜一発第18号）

別紙2「日本民間放送連盟の誘拐事件等に関する報道取扱いについて」（昭和57年7月6日、警察庁丙捜一発第19号）

別紙3「日本雑誌協会の誘拐事件等に関する報道の取扱いについて」（昭和57年7月6日、警察庁丙捜一発第20号）

が通達されたので、事務処理上誤りのないようされたい。

なお、前記「誘かい事件等に関する報道の取扱いについて」、「日本雑誌協会における誘かい事件等に関する取材及び報道の取扱いについて」は、廃止する。

別紙1、2、3の各通達については、警察庁ホームページをご覧ください。